

⑤ 学外での行動について

公共の場所での集団行動（エールや胴上げ等）は、周囲に配慮するように注意をすること

⑥ クラブ内での不祥事発生時の対応

クラブ内で不祥事が発生した場合は、即刻、学生生活支援センターへ報告のこと

※報告が無い場合、大学として対応できない場合があります。

4. ドーピング及び禁止薬物等の使用について

ドーピングとは競技能力を増幅させる可能性がある手段（薬物あるいは方法）を不正に使用することであり、スポーツの基本的理念であるフェアプレーに反する行為です。また、覚醒剤や麻薬等の違法薬物の使用禁止は刑法によって定められています。

5. 飲酒について

「20 歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」により、20 歳未満の者の飲酒は禁止されています。また、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」で過度の飲酒は制限されています。甲南大学では、20 歳未満の者が同席する宴席等での飲酒を禁止しています。さらに、20 歳未満の者が参加していない場合でも、「飲酒の強要」や「イッキ飲み」などを認めていません。アルコール分解能力には個人差があるので、飲めない体質の人に無理に勧めることや酔いつぶすことを意図した飲み会は、傷害行為にあたることもあります。各クラブの指導者・幹部は目をくばり、トラブルのない宴会を心掛けてください。

6. 暴力行為防止・ハラスメント防止について

スポーツの特性の一つは、人と人との競争にあり、その競う姿が人々をスポーツに引き付けています。競技に勝つことがスポーツの持つ楽しさであり、喜びでもあります。しかし、勝つための努力のバランスが崩れると「暴力」や「いじめ」などの問題が発生することになります。体育会のように絶対的な上下関係がある集団では「暴力」や「いじめ」などのハラスメントが一般社会以上に生じやすい環境にあります。厳しい指導や訓練が精神面の強化にとって有効な場合もあるため、ハラスメントの判断が非常に難しくなることは事実です。しかし指導や練習の名のもとに、憂さ晴らしの行為や感情的な言動が許されてはなりません。もし、教育的観点から行われた指導でも、行き過ぎると相手の人格を傷つける場合もあります。

<暴力行為・ハラスメントを起こさないために>

上の地位に立つものは、自分がかつて置かれていた立場を振り返って行動することが肝要です。

「過去から行われてきた習慣だから」「学生だから許される」といった不合理な考えは捨てて、皆が快適に過ごせる活動を心がけることが重要です。

以下、公益財団法人 日本スポーツ協会 指導者育成専門委員会の「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」です。ご参照ください。

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_guidelines.pdf

【検索キーワード⇒ 日本スポーツ協会 倫理ガイドライン 】